

建設業許可申請の手引 (申請手続編)

◎ 申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業の許可を申請する方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

令和7年4月

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室

＜提出先、問い合わせ先は、44ページをご覧ください。＞

「建設業許可に関するよくある質問と回答」

を併せてご確認ください！

※この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572 <https://www.cbr.mlit.go.jp/>

【目 次】

I 建設業の許可について

1	建設業とは	1
2	許可を必要とする方	1
3	許可を受けなくてもできる工事	1
4	知事許可と大臣許可	1
5	許可の区分（特定建設業と一般建設業）	2
6	附帯工事について	2

II 許可の基準（許可を受けるための要件）

III 欠格要件（許可を受けられない方）

IV 許可の申請手続き

1	許可申請書の作成	1 1
2	許可申請書、添付書類及び確認資料	1 2
3	許可申請書類の提出	2 6
4	許可通知（営業所確認）について	2 6
5	許可後の手続き	2 6

V 付表

表 1	建設工事の種類別にみたその内容と例示	2 7
表 2	許可の申請区分	3 6
表 3	許可手数料一覧表	3 6
表 4	建設業の種類別所定学科	3 7
表 5	実務経験の緩和措置	3 7
表 6	技術者資格免許及び資格コード	3 8
表 7	登録基幹技能者について	4 3
表 8	許可申請書類の提出先、問い合わせ先	4 4
表 9	愛知県市区町村コード一覧表	4 5
表 10	県税事務所一覧表	4 6

VI 許可の承継について

1	承継とは	4 7
2	認可の要件	4 7
3	認可申請の手続	4 8
4	許可番号	4 8
5	認可後の許可の有効期間	4 8
6	承継の対象	4 8
7	認可申請書類	5 0
8	大臣認可に係る届出書	5 0

VII 電子申請について

1	システムについて	5 4
2	電子申請システムを使った手続きの流れ	5 4
3	電子申請システムで行える手続き	5 5
4	電子申請システムを使用する際の注意点	5 5
5	電子申請システムで申請する場合の手数料納付について	5 5

参考

一般建設業許可の営業所技術者等要件の緩和について	5 6
行政書士による代理申請について	5 8

I 建設業の許可について

1 建設業とは

建設業とは、元請・下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。この建設工事は下表（具体的な内容等については [27～35 ページ表 1 参照](#)）に掲げる **29 業種** にわかれています。

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・レンガ・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 舗装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

2 許可を必要とする方

建設業を営もうとする方は、すべて許可の対象となり 29 の業種ごとに許可を受けなければなりません。ただし、次の場合を除きます。

3 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建設業を営もうとする方でも、法令で定められた軽微な建設工事のみを請け負う場合は許可を受けなくても営業できます。

建築一式工事 (①、②いずれかに該当する場合)	① 1 件の請負代金が 1,500 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事 ② 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が 150 m ² 未満の工事
建築一式工事以外の工事(※)	1 件の請負代金が 500 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事

請負代金の額は、同一の建設業を営む方が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額となります。

「木造」とは、建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部が木造であるものです。

「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものです。

(※) なお、軽微な工事であっても、以下のように、**行政庁へ登録**する必要がある工事もあります。

解体工事業者登録（愛知県所管課：建設業・不動産業室建設業第二 G）

浄化槽工事業者登録（愛知県所管課：建設業・不動産業室建設業第二 G）

登録電気工事業者（愛知県所管課：防災安全局防災部消防保安課産業保安室電気・火薬 G）

⇒ 手続きの詳細は各所管課の Web ページ等をご確認ください。

4 知事許可と大臣許可

(1) 愛知県知事許可

愛知県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする方は、愛知県知事の許可が必要です。

(2) 国土交通大臣許可

愛知県内に主たる営業所を置き、他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする方は、国土交通大臣の許可が必要です。

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いません。

なお、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

5 許可の区分（特定建設業と一般建設業）

（１）特定建設業の許可

発注者から直接請け負った（元請工事）１件の建設工事につき下請に出す代金の合計額（※）が５,０００万円（建築工事業は８,０００万円）以上（いずれも消費税及び地方消費税を含む）となる場合は、その元請業者は特定建設業の許可が必要です。

（２）一般建設業の許可

（１）以外のとき、つまり１件の建設工事につき元請工事で、下請に工事を出す代金の合計額（※）が５,０００万円（建築工事業は８,０００万円）以上（いずれも消費税及び地方消費税を含む）にならない方、又は下請としてだけ営業しようとする方は一般建設業の許可が必要です。

※発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が５,０００万円（建築一式工事にあつては８,０００万円）以上の工事を下請施工させようとする時の５,０００万円（８,０００万円）には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

6 附帯工事について

許可を受けて建設業を営む方は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）も請け負うことができます。この附帯工事とは、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものです。

附帯工事に該当するかどうかは、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ、機能の保持等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討して判断します。

Ⅱ 許可の基準（許可を受けるための要件）

建設業の許可を受けるには、次表の要件を満たさなければなりません。また、特定建設業の許可を受けるには、一般建設業より要件が重くなります。

項	目	一般建設業の許可	特定建設業の許可
1 経 営 業 務 の 管 理 を 適 正 に 行 う に 足 り る 能 力 を 有 す る も の	1 及び 2 の両方を満たす者	1. 適正な経営体制について 次のいずれかに該当するものであること。 （建設業法施行規則第7条第1号） イ <u>常勤役員等</u>のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。 （1）建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 （2）建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者 （3）建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。 （1）建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（建設業の財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者 （2）5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。 2. 社会保険の加入について 次のいずれにも該当する者であること。 イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。 ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。 ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。	

	項 目	一般建設業の許可	特定建設業の許可
2 営業所技術者等	営業所ごとに右のいずれかに該当する専任の技術者がいること	許可を受けようとする業種の工事について (法第7条第2号) イ ・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 ・学校教育法による大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校(所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方(所定学科については37ページ表4参照) ロ 10年以上の実務経験を有する方(電気工事、消防施設工事及び解体工事については7ページ「営業所技術者等」2参照) ハ 国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識、技術、技能を有すると認定した方(二級建築士、二級土木施工管理技士等。38～42ページ表6及び43ページ参照)	許可を受けようとする業種の工事について (法第15条第2号) イ 国土交通大臣が定める試験に合格した方又は免許を受けた方(一級建築士、一級土木施工管理技士等、38～42ページ表6及び43ページ参照) ロ 法第7条第2号(左記イ、ロ、ハ)のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する方 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる方と同等以上の能力を有するものと認定した方 ※ ただし、指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、イに該当する方又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる方と同等以上の能力を有するものと認定した方に限ります。
3 誠実性	請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな方でないこと	法人、法人の役員等、個人事業主、支配人、支店長、営業所長、法定代理人(申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合)が左に該当すること	
4 財産的基礎等	請負契約(※)を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな方でないこと ※軽微な建設工事に係るものを除く	下記のイ、ロ、ハの<u>いずれかに</u>該当すること イ 申請日の直前の決算において、自己資本(※)が500万円以上であること ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められること ハ 許可申請直前の5年間、許可を受けて継続して営業した実績があること	申請日の直前の決算において、下記のイ、ロ、ハの基準を<u>すべて</u>満たすこと イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本(※)の額が4,000万円以上であること なお、経営再建中の方については、更新に限り、特例措置を受けることができます

	※「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。
--	--

適正な経営体制について

- 1 「**常勤役員等**」とは、法人である場合においてはその**役員**のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいいます。「**役員**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。「**業務を執行する社員**」とは、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員をいい、「**取締役**」とは、株式会社の取締役をいい、「**執行役**」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。また、「**これらに準ずる者**」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいいます。

執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等については、原則として「役員」には含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、**取締役会設置会社**において、**取締役会の決議を経て**取締役会又は代表取締役から**具体的な権限委譲**を受けた執行役員等は「これらに準ずる者」として含まれるものとします。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、**次に掲げる書類**により確認するものとします。

確認書類

- ① 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
 - 組織図その他これに準ずる書類
 - ② 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
 - 業務分掌規程その他これに準ずる書類
 - ③ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
 - 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- 2 「**役員のうち常勤であるもの**」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。
- 3 「**支配人**」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。
- 4 「**建設業に関し**」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととします。
- 5 「**経營業務の管理責任者としての経験を有する者**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等の建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

- 6 「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

該当するか否かの判断に当たっては、経営業務の管理責任者に準ずる地位で経営業務を総合的に管理した経験の証明書、組織図、業務分掌規程、定款、執行役員規程、取締役会の議事録、人事発令書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

- 7 「経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要な資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいいます。

6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとします。

該当するか否かの判断に当たっては、経営業務を補佐した経験の証明書（建設業許可を有する第三者からの証明が必要です。）、組織図、業務分掌規程、過去の稟議書、人事発令書、確定申告書（個人事業主の補佐の場合）、所得証明書等が必要になりますので、事前にご相談ください。

- 8 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいいます。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

同号ロに該当するか否かの判断に当たっては、組織図、業務分掌規定、過去の稟議書、人事発令書等が必要になりますので、事前にご相談ください。

なお、常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えありません。

- 9 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行います。

本号ロ（1）に該当するか否かの判断に当たっては、組織図、業務分掌規程、過去の稟議書、人事発令書等が必要になりますので事前にご相談ください。

イ該当（2）及び（3）、ロ該当については、事前にご相談ください。

社会保険の加入について

- 1 「営業所」は建設業法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当然ここでの「適用事業所」には含まれません。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでの「適用事業の事業所」には該当しません。

- 2 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しを提出してください。

営業所技術者等について

- 1 「専任」の方とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する方をいいます。

会社の社員の場合には、その方の勤務状況、給与の支払状況、その方に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任技術者として取り扱います。

次に掲げるような方は、原則として、「専任」の方とはいえないものとして取り扱います。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上通勤不可能な方
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する方
- ③ 建築士事務所を管理する建築士や専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている方（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する方を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている方、他の法人の常勤役員である方等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる方

※なお、同一の方について経營業務の管理責任者と専任の技術者とを重複して認めることは、勤務場所が同一の主たる営業所であれば可能です。

- 2 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみを行っていた経験年数は含みませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれるものとして取り扱います。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間です。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しません。

なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等であれば直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた方等として従事した実務の経験に限り実務経験の期間に算入することができます。

解体工事については、平成13年12月1日以降に請け負った解体工事については、解体工事業登録、もしくは、建設業許可（平成28年5月31日までは土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業、平成28年6月1日以降は土木工事業、建築工事業、解体工事業及びとび・土工工事業（建設業法附則第3条第1項に該当する場合に限る））を受けた者として請け負った工事に従事した経験に限り、実務の経験の期間に算入することができます。なお、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

- 3 〈一般建設業の営業所技術者〉

- ① 前表イは高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）もしくは中等教育学校又は大学（旧大学令による大学を含む）もしくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）もしくは学校教育法による専門職大学の前期課程の所定の学科（37ページ表4参照）を修め、卒業（修了）後、許可を受けようとする業種の工事について必要な年数以上の実務経験を有する方をいいます。
- ② 前表ロは、許可を受けようとする業種の工事について10年以上の実務経験を有する方をいいます。
なお、37ページ表5の要件に該当するときは、実務経験の期間が最大2年間緩和されます（この場合は前表ハに該当します。）。
- ③ 前表ハは、次のA～Eのいずれかに該当する方をいいます。

A 所定の学科（37ページ表4参照）の旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上、又は旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上、許可を受けようとする業種の工事について実務経験を有する方

B 許可を受けようとする業種に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業後3年以上の実務

経験を有する方で在学中に所定の学科（37 ページ表 4 参照）を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成 6 年文部省告示第 84 号）第 2 条に規定する専門士又は同規定第 3 条に規定する高度専門士を称するもの

- C 許可を受けようとする業種に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業後 5 年以上の実務経験を有する方で在学中に所定の学科（37 ページ表 4 参照）を修めたもの
- D 技術者資格免許及び資格コード（38～42 ページ表 6 及び 43 ページ参照）に掲げる資格を有する方
- E その他国土交通大臣（旧建設大臣）がイ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める方

4 〈特定建設業の営業所技術者〉

- ① 前表イとは、技術者資格免許及び資格コード（38～42 ページ表 6 及び 43 ページ参照）に掲げる資格を有する方をいいます。
- ② 前表ロの「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
また、「元請として 4,500 万円以上の工事」とありますが、平成 6 年 12 月 27 日以前の工事にあつては 3,000 万円以上のものを、昭和 59 年 9 月 30 日以前の工事にあつては 1,500 万円以上のものを、4,500 万円以上のものとみなします。（金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む。）

誠実性について

- 1 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、文書偽造等の法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。
- 2 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合においてはその方及び一定の使用人が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から 5 年を経過しない方である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。
- 3 許可を受けて継続して建設業を営んでいた方については、1 に該当する行為をした事実が確知された場合又は 2 のいずれかに該当する方である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

財産的基礎又は金銭的信用について

〈一般建設業の財産的基礎又は金銭的信用〉

- 1 前表ロの「資金調達能力」については、以下の a、b のどちらかにより判断します。
 - a 金融機関発行の「500 万円以上の預金残高証明書」（基準日が申請直前 4 週間以内のもの。初日算入。）
 - b 金融機関発行の「500 万円以上の融資証明書」（発行日が申請直前 4 週間以内のもの。初日算入。）※上記証明書は、主要取引金融機関名（様式第 20 号の 3）に記載のある金融機関から取得してください。
なお、残高証明書が 2 枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。
- 2 個人事業で、事業開始後決算期末到来の場合は、1 による判断が必要となります。

〈特定建設業の財産的基礎〉

- 1 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。
- 2 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

- 3 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいいます。
- 4 この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行います。
- ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」についてのみ、この基準を満たしているものとして取り扱います。
- 5 前表の「特例措置」とは、経営再建中の方のうち、以下に掲げる内容をいいます。なお、詳細については44ページ表8の管轄窓口にお問い合わせください。
- ① 申請日の直前の決算期における財務諸表上では、財産的基礎の要件を満たさないが、許可の更新の日までに要件を満たすことになる場合、又は、申請日までに法的手続等を開始しており、許可の日以降近い将来に要件を満たす可能性が高いと判断できる場合、許可条件を付与します。
- ② 申請日の直前の決算期における財務諸表上では、財産的基礎の要件を満たさないが、以下の条件を満たす場合、それぞれに対応する時期までの間、許可の更新を留保します。
- ア 許可の更新の日の直前の決算において要件を満たす見込みの場合：当該決算についての財務諸表の提出を受け、要件を満たすことを確認するまでの間
- イ 許可の更新の申請日までに会社更生手続開始の申立てをした場合：裁判所の更生手続開始決定がなされるまでの間（許可時に条件を付与します。）
- ウ 許可の更新の申請日までに民事再生手続開始の申立てをした場合：裁判所の再生手続開始決定がなされるまでの間（許可時に条件を付与します。）
- エ 特定債務者等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づき、調整に係る調停の申立てをした場合：債務者の当該調停に係る判断が明らかになるまでの間（許可時に条件を付与します。）
- 6 個人事業主の方で、特定建設業を新規申請する場合には、純資産合計に示された金額以上の預金残高証明書（基準日が4週間以内。初日参入。）もしくは融資証明書（発行日が4週間以内。初日参入。）が必要となります。

Ⅲ 欠格要件（許可を受けられない方）

申請者の方が次の1から14まで（許可の更新を受けようとする申請者の方は、1又は7から14まで）のいずれかに該当する場合は、許可は受けられません。

また、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は、重要な事実の記載が欠けているときは、許可は受けられません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- 2 建設業法（以下「法」という。）第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない方
- 3 法第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に許可を受けた建設業を廃止する届出をした方で当該届出の日から5年を経過しない方
- 4 3に規定する期間内に許可を受けた建設業を廃止する届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった方又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった方で、当該届出の日から5年を経過しない方
- 5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない方
- 6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない方
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方
- 8 法、又は一定の法令の規定（※）により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方（以下「暴力団員等」という。）
- 10 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- 11 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から10まで又は12（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する方のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当する方
- 12 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する方（2に該当する方についてはその方が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する方についてはその方が許可を受けた建設業を廃止する届出がされる以前から、6に該当する方についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった方を除く。）のある方
- 13 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する方（2に該当する方についてはその方が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する方についてはその方が許可を受けた建設業を廃止する届出がされる以前から、6に該当する方についてはその方が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった方を除く。）のある方
- 14 暴力団員等がその事業活動を支配する方

※「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した方に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）又は第247条（背任）

- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項又は第 10 項前段（同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した方に係る同法第 98 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 14 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した方に係る同法第 26 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した方に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した方に係る同法第 101 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した方に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した方に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した方に係る同法第 59 条

IV 許可の申請手続き

1 許可申請書の作成

ア 必要な書類

許可申請書、添付書類及び確認資料（12 ページ参照）

イ 申請用紙

様式は決められています。

用紙が必要な方は都市総務課 Web ページからダウンロードするか、最寄りの建設業許可窓口（44 ページ表 8 参照）へお越しください。

（<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>）

ウ 提出部数

正本 1 部及び副本 1 部の計 2 部（副本は写し可。）

※令和 5 年 1 月 10 日から、建設業許可申請の手続きについて、国土交通省が提供する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」を通して、電子申請ができるようになりました。（認可申請等、一部手続きを除く）

詳細は 54 ページをご覧ください。

2 許可申請書、添付書類及び確認資料（確認資料は17ページ以降）

（1）許可申請書及び添付書類

正本1部及び副本1部の計2部（副本は写し可。）

【申請区分】 1. 新規 2. 許可換え新規 3. 般・特新規 4. 業種追加 5. 更新
6. 般・特新規＋業種追加 7. 般・特新規＋更新 8. 業種追加＋更新
9. 般・特新規＋業種追加＋更新

（7. 8. 9は必ず許可期間満了の日の30日前までに申請してください。）

様式 番号	申請書及び添付書類	申請区分						摘 要
		1 ・ 2	3 ・ 6	4	5	7 ・ 9	8	
	表紙・裏表紙	○	○	○	○	○	○	
1	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	法	法	法	法	法	法	執行役員※1、監査役は役員に含まれない
別紙二(1)	営業所の一覧表（新規許可等）	○	○	○		○	○	主たる営業所、従たる営業所の建物確認に必要な書類については23ページ確認資料 参照
別紙二(2)	営業所の一覧表（更新）				○			
別紙三	県証紙貼付	○	○	○	○	○	○	
別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	常勤性確認の必要書類の詳細については22ページ確認資料 参照
	申請時点で有効な他行政庁の許可書	▲						▲：許可換え新規の場合に写しを添付
2	工事経歴書	○	○	○		○	○	実績なしの場合も作成
3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○		○	○	実績なしの場合も作成
4	使用人数	○	○	○		○	○	
6	誓約書	○	○	○	○	○	○	
7	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	○	○	要件確認と常勤性確認の必要書類の詳細については17～22ページ確認資料 参照 様式7の2を使用する場合は不要
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	様式7の2を使用する場合は不要
7の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	要件確認と常勤性確認の必要書類の詳細については17～22ページ確認資料 参照 様式7を使用する場合は不要
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	様式7を使用する場合は不要
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	様式7を使用する場合は不要
7の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	加入状況確認に必要な書類については22ページ確認資料 参照
8	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○	○		○	○	常勤性確認の必要書類の詳細については22ページ確認資料 参照
	営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料	○	※ 2	※ 2	▲	※ 2	※ 2	卒業証書（写し添付）、卒業証明書（原本添付）、資格証明書（写し添付）、監理技術者資格者証（写し添付）、実務経験証明書（様式9）、指導監督的実務経験証明書（様式10）、認定書（写し添付）のうち、該当する書類 ▲：提出済み認定書の有効期限が到来している場合は、新しい認定書（写し添付） 詳細については15～16ページ 参照

11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	該当なしの場合も作成 支配人及び従たる営業所を設けた場合（支店等）の当該営業所の代表者が該当
12	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	別紙一に記載した役員等全員、法定代理人（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合）、法定代理人の役員等全員、又は個人事業主本人について提出 ただし、様式7別紙又は様式7の2別紙に記載した方については不要
13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	▲	▲	▲	▲	▲	▲	様式11に記載した方について提出 ただし、様式7別紙、様式7の2別紙及び様式12に記載した方については不要（株主等として記載した場合を除く）
14	株主（出資者）調書	法	△	△	△	△	△	△：住所の変更のみの場合も添付が必要
15	貸借対照表（法人用）	法						
16	損益計算書（法人用）	法						
17	株主資本等変動計算書（法人用）	法						
17の2	注記表（法人用）	法						
17の3	附属明細表（株式会社用）	▲						資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
18	貸借対照表（個人用）	個						
19	損益計算書（個人用）	個						
20	営業の沿革	○			○	○	○	
20の2	所属建設業団体	○			△	△	△	○：該当なしの場合も作成
20の3	主要取引金融機関名	○			△	△	△	
	後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※3）（※5） 【申請時3か月以内】	○	○	○	○	○	○	個人事業主本人、別紙一（役員等の一覧表）及び様式11（令第3条一覧表）に記載した方全て（顧問、相談役、株主等、常勤役員等を直接に補佐する者は除く）について提出 <u>両方の証明書が必要</u> です。
	身元（身分）証明書（※4）（※5） 【申請時3か月以内】	○	○	○	○	○	○	
	定款	法	△	△	△	△	△	
	履歴事項全部証明書【申請時3か月以内】	法	※ 6	※ 6	※ 6	※ 6	※ 6	法：個人事業主の場合で、支配人登記しているものを含む。
	納税証明書（愛知県の県税事務所発行のもの）（※7）	○						事業税の納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書

○：必要添付書類（省略不可）

法：法人申請の場合に提出

個：個人申請の場合に提出

▲：該当する場合に提出（摘要欄参照）△：既に提出された書類と内容・表示が異なる場合に提出

（※1）業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等であり、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）である方は記載が必要です。

(※2) 既に写しを提出済みの資格証明書等により、今回申請する許可の専任技術者としての資格を有することを証明できる場合、同じ資格証明書等を再度提出する必要はありません。

(※3) **各法務局・地方法務局（本局）戸籍課**発行の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書（証明申請書の証明事項は「成年被後見人・被保佐人とする記録がない。」こととなります。）

証明を受ける方の記載事項としては、①氏名②生年月日③住所（又は④本籍）が必要となります。ただし、外国人住民の方は、①本国名を記載し、通称名を（ ）書き②生年月日③住所④本籍（国籍欄に☑し国籍名を記載）を記載ください。

◇愛知県内で発行している法務局（直接窓口請求）

問い合わせ先：名古屋法務局戸籍課 TEL 052-952-8111

なお、東京法務局では郵送による請求を受け付けています。

問い合わせ先：東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360

(※4) **本籍地の市区町村役場**で発行の下記①及び②のことが記載された証明書（「身分証明書」「身元証明書」「証明書」等、自治体により多少名称が異なります。）

①成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨（禁治産者、準禁治産者でないと表示されます。）

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨

ただし、外国人住民の方は、(※4)の証明書に代え住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、**国籍**などが確認できるもの。申請時3か月以内。）を持参（原本提示）してください。

(※5) 成年被後見人又は被保佐人に該当する方、成年被後見人又は被保佐人とみなされる方に該当する方であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかと認められる場合については、欠格事由に該当しないこととします。

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書、成年被後見人又は被保佐人とみなされる方に該当しない旨の証明書の代わりに、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。

詳しくは事前に窓口で相談してください。

(※6) 申請の際に、法人及び支配人登記のある個人は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の提示が必要となります。

なお、個人事業主については、住民票又は住民基本台帳ネットワークシステムにより確認いたします。ただし、外国人住民の方は、住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。）が必要です。

*住民票については全て個人番号（マイナンバー）の記載がされていないものを取得してください。

(※7) 法人の場合は、申請日直前の決算期の事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。ただし、法人設立第1期の申告期限未到来のため、事業税の課税の実績が無い場合は、その旨の記載のあるもの。

個人の場合は、決算期の属する年の年度か翌年度の事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。

○営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料

項 目		必 要 書 類 ※次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。 ※別途、常勤性の確認資料が必要です。		建設 工事の 種類	有資 格 区 分	
				項番 64	項番 65	
営業 所 技 術 者 等 様 式 第 八 号	一 般 建 設 業 法 第 7 条 第 2 号	イ	・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 (例) ○○高等学校土木科卒	1	0 1	
			・学校教育法による大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校の所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方(例) ○○大学建築学科卒 所定学科については37 ページ表 4 参照			卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋実務経験証明書＜様式第 9 号＞【添付】
			卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋認定書の写し【添付】			
		ロ	10 年以上の実務経験のある方	4	0 2	実務経験証明書＜様式第 9 号＞【添付】
						認定書の写し【添付】
						監理技術者資格者証の写し【添付】
		ハ	特定の免許等のある方 (建築士、土木施工管理技士、○ ○技能士、○○基幹技能者等)	7	38～42 ページ 表 6 及び 43、56 ページ 参照	資格者証等の写し【添付】
						資格者証等の写し【添付】 ＋実務経験証明書＜様式第 9 号＞【添付】
						監理技術者資格者証の写し【添付】
						講習修了証の写し【添付】
実務経験の緩和を適用される方 (37 ページ表 5 参照)	7		9 9	申請業種の実務経験証明書 ＜様式第 9 号＞【添付】 ＋技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 ＜様式第 9 号＞【添付】 監理技術者資格者証の写し【添付】		
				卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋実務経験証明書 ＜様式第 9 号＞【添付】 監理技術者資格者証の写し【添付】		
		国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した方	認定書の写し【添付】 (＋監理技術者講習履歴)			

項 目		必 要 書 類 ※次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。 ※別途、常勤性の確認資料が必要です。		建設 工事の 種類	有資格 区分		
				項番 64	項番 65		
営業所技術者等様式第八号	特定建設業法第15条第2号	イ	国土交通大臣が定める試験に合格した方、又は免許を受けた方 (例) 一級建築士	資格者証等の写し【添付】	9	38～42 ページ表 6及び 43、56 ページ参 照	
			監理技術者資格者証の写し【添付】				
		ロ	前ページのイ、ロ又はハに該当する方のうち、 請負金額が4,500万円以上 (昭和59年9月30日以前 のものは1,500万円以上、 昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前 のものは3,000万円以上) の元請工事について2年 以上指導監督的な実務経 験のある方 (金額はいずれも消費税 及び地方消費税を含む) ※契約書の原本など、その 工事の内容(元請かどう か、業種、工事内容、請 負金額、工期等)を確認 できる書類の提示が必要。 (監理技術者資格者証 の写しを添付する場 合は不要) <u>※但し、指定建設業(土、 建、電、管、鋼、舗、園) は除く。</u>	前ページのイに該当 ＋指導監督的実務経験	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋実務経験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋指導監督的実務経験証明書＜様式第10号＞【添付】	2	01
				監理技術者資格者証の写し【添付】			
				前ページのロに該当 ＋指導監督的実務経験	実務経験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋指導監督的実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】	5	02
				監理技術者資格者証の写し【添付】			
				前ページのハに該当 ＋指導監督的実務経験	資格者証等の写し【添付】 ＋ 指導監督的実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】	8	38～42 ページ 表6及 び43、 56ペー ジ参照
					資格者証等の写し【添付】 ＋実務経験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋ 指導監督的実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】		
					講習修了証の写し【添付】 ＋実務経験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋ 指導監督的実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】		
					申請業種の実務経験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋技術的共通性を有する他業種の実務経 験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋指導監督的実務経験証明書＜様式第10号＞【添付】		
					卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋実務経験証明書＜様式第9号＞【添付】 ＋指導監督的実務経験証明書＜様式第10号＞【添付】		
					監理技術者資格者証の写し【添付】		
		ハ	国土交通大臣(旧建設大臣)に、 イ又はロに掲げる方と同等以上の 能力を有すると認定された方	等以上 イと同	認定書の写し【添付】(＋監理技術者講習履歴) 監理技術者資格者証の写し【添付】	3	03
				等以上 ロと同	認定書の写し【添付】(＋監理技術者講習履歴) 監理技術者資格者証の写し【添付】		

(2) 確認資料（提出又は提示）

- 【申請区分】 1. 新規 2. 許可換え新規 3. 般・特新規
 4. 業種追加 5. 更新 6. 般・特新規＋業種追加
 7. 般・特新規＋更新 8. 業種追加＋更新 9. 般・特新規＋業種追加＋更新

○：必要書類(省略不可) 提出又は提示

△：1～3のいずれか(複数の組み合わせも可)で証明に必要な期間を確認できる書類を提出又は提示

▲：営業所の新設を伴わない場合は不要(営業所の新設を伴う場合、新設する営業所のみ必要)

☆：直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のない場合に提出又は提示

項 目		確 認 資 料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。)		申請区分 1. 2	摘 要
適正な経営体制（様式七号）（様式七号の二）	経営業務の管理責任者としての経験内容の確認（地位、職務、年数等）	1 建設業の経験主としていない （個人の事業主経験）	a 及び b の書類を必要年数分 a 確定申告書 (控え:第一表から、収支内訳書又は青色申告決算書等一式) + 所得証明書(原本:市区町村発行のもの) を必要年数分【提示】 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) b ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 + それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】 + 入金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aの書類は、確定申告書と所得証明書の両方が必要となります(ただし、所得証明書が発行機関の理由により持参することができない方は事前に申請窓口にご相談してください。) ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
		2 建設業の経験主としていない （法人の役員経験）	a 及び b の書類を必要年数分 a 登記事項証明書(証明期間中の必要年数について、法人の目的 および 継続して役員であったことが確認できるもの)【提示】 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) b ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 + それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】 + 入金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aについて、変更等されている場合、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。 ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
		3 建設業の経験主としていない （建設業の経験主としていない			

＜請負確認方法について＞

(1) 次の場合については b の書類について、「年1件」の確認でも足りるものとします。

（「年1件」：暦年（1月から12月）に1件）

個人の事業主の経験

確定申告書の記載内容から年間を通じて建設業を営んでいたことが明らかな場合

（※20 ページの図でご確認ください。）

法人の役員の経験

経験を確認しようとする期間すべてにおいて、登記事項証明書の目的欄に、建設業の業種に関する事項が記載されており、当該業種の建設業を営んでいると確認できる場合

※目的が変更されており、目的に建設業に関する事項が記載されていない期間も含んで経験を確認する場合は、年1件ずつの請負確認にはできません。

※目的欄に記載されている業種以外の請負実績を持参する場合、年1件の請負確認にはできません。

例：目的が「管工事業」の場合 → 管工事業の実績であれば年1件の確認にできます。

目的が「給湯器の設置工事」の場合 → 給湯器の設置工事の実績であれば年1件の確認にできます。

（※施工をすることまで目的に記載されていないと年1件の請負確認にはできません。）

目的が「給湯器の販売」の場合 → 年1件の確認にはできません

目的が「給湯器の販売、施工」の場合 → 給湯器の設置工事であれば年1件の確認にできます。

(2) 上記に該当せず、前ページ a の書類の内容に不備がある場合

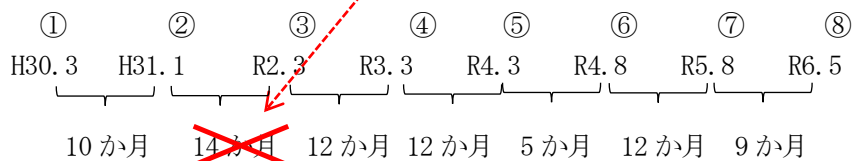
◇請負確認方法（建設業の許可を受けていない業者での経験）			＜確認方法＞
a 及び b の書類を必要年数分			
a	個人の事業主経験	確定申告書（控え：第一表から、収支内訳書又は 青色申告決算書等一式添付のもの）＋ <u>所得証明書</u> （原本、市区町村発行のもの）	<u>確定申告書の不備や法人の目的に関わらず、b ①～③のいずれかの書類で確認できた請負と次の請負との間隔が 12 か月を超えない場合、その間を連続した請負期間として認定します（片落ち計算）。</u> この間隔が 12 か月を超えなければその間の月数を経験として認めます（片落ち計算）。 （例）請求書＋入金確認 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ R1. 12 R2. 12 R3. 12 R4. 12 R5. 12 R6. 12 └───┬───┬───┬───┬───┬───┘ 12 か月 12 か月 12 か月 12 か月 12 か月 └──────────────────┘ 6 件で 60 か月（5 年） 【法人】 R1. 12. 1～R6. 12. 31 の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。 【個人】 R1 年～R6 年分の確定申告書＋所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。
	法人の役員経験	<u>登記事項証明書</u> （証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの）	
b	該当年に施工した次の①、②、③のいずれか（工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。） ①契約書 ②注文書＋それに対応する請書控 ③注文書、請書控、請求書のいずれか＋入金が明確に分かるもの（「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの）		

⇒ ①②③の書類はいずれも写しを提出。

⇒ 次ページに（2）の請負確認方法の参考例を記載します。

間隔が 12 か月を超えたため連続期間として認められない

【パターン1：請求書+入金確認】



8件で60か月（5年）

【法人】H30.3.1～R6.5.30の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。

【個人】H30年～R6年分の確定申告書+所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。
（期間経過等によって所得証明が発行されない場合は、確定申告書の内容を確認の上、事業主経験を認めます。）

※計算の基準

- ①請求書+入金確認：請求書の発行月
- ②注文書+入金確認：注文書の発行月
- ③請書控+入金確認：請書の発行月
- ④契約書：契約月（工期併用可）
- ⑤注文書+請書：注文書の発行月又は

請書の発行月（ただし、確認期間を通してどちらかに統一、工期併用可）

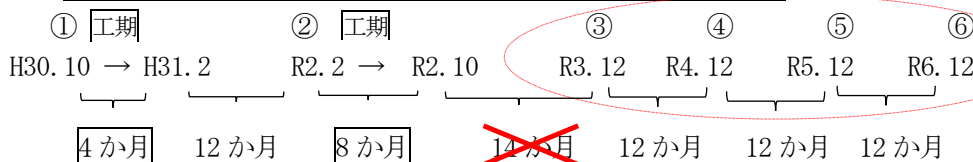
①～⑤を組み合わせることはできますが、同一工事を重複して用いることは認めません。
（認められない例）

- ・注文書+初月の出来高の入金確認と同一請負の請求書+完了分の入金確認
- ・契約書と当該請負の完了分の請求書+入金確認

【パターン2：契約期間を使う場合】

契約書、注文書+請書控による場合は、契約期間（工期）による計算を認めます。

※契約期間を使う場合は、当面の間、事前にご相談ください。



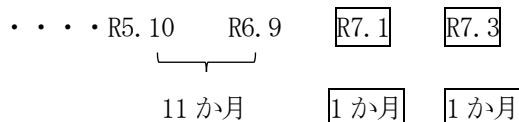
6件で60か月（5年）

経験期間確認は、パターン1の「※計算の基準」と同様

請求書+入金確認等、契約書以外の資料でもOK

※個人事業主で、確定申告前の期間の実績を使う場合は、月1件ずつの確認とします。

（例）R6年まで確定申告済み



確定申告済み期間内の最終時点までを連続した期間として認定し、その後は月1件ずつの認定とします。

○なお、様式第7号の証明者が同一の場合、請負確認方法を混同することはできません。

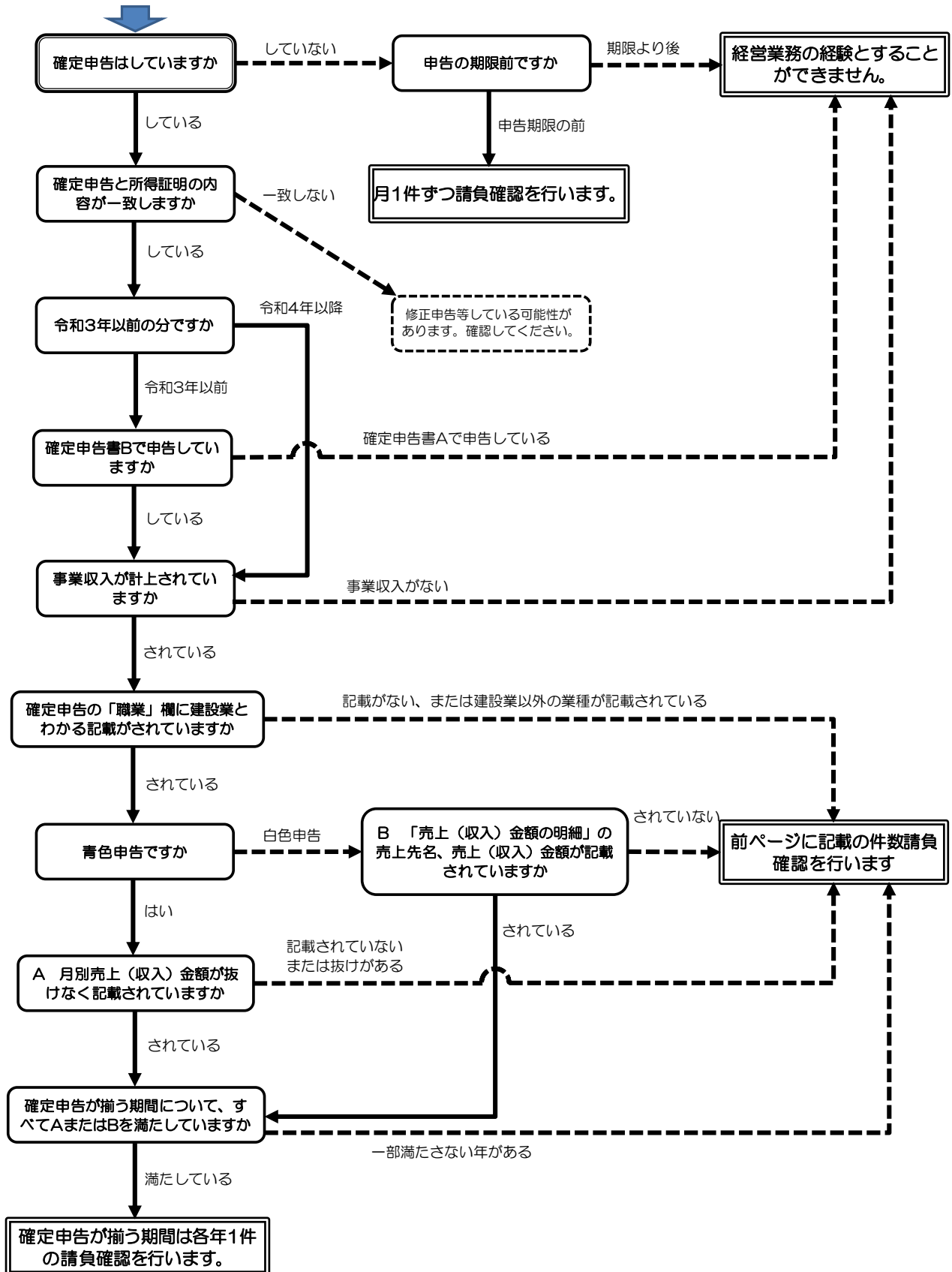
例えば、個人事業主としての経営経験において、①令和1年は年1件の請負確認を行い、②令和2年4月から令和6年2月までは12か月を超えないように請負確認を行うことといったような、異なる請負確認を行うことは不可となります。

ただし、証明者が異なる場合、例えば、個人事業主の経験と、法人役員としての経験で請負確認を行う場合、証明者がそれぞれ個人事業主と法人という異なる営業体となるため、個人事業主の経験は12か月を超えない請負確認を行い、法人の役員の経験は年1件の請負確認とすることが可能となります。

【参考】個人事業主の経営経験確認について

下の図の設問に答えていくと、必要な請負実績の件数が確認できます。

※年間を通じて建設業の営業をしていたと判断できない場合など、内容によっては追加の請負確認が必要になる場合があります。



【参考】請負確認における契約書等の内容について

経營業務の管理責任者としての経験として、「建設工事の請負の実績」の確認を行います。
確認書類としては、

- ①契約書
- ②注文書+請書控え
- ③注文書、請書控え、請求書のいずれか+入金が明確に確認できるもの

のいずれか（このページにおいては「契約書等」とします。）が必要です。契約書等を用意する際は、以下の点にご注意ください。

○工事の内容が確認できるか

- **現場名のみ記載されているなど、工事内容が確認できないものは資料として使用できません。**見積書等、工事内容が確認できる資料が別にある場合は、それも添付してください。なお、一般的な工事名称でないなど、判断がつかない場合、内容の説明を求める場合があります。

○建設業の業種が確認できるか

- **「修繕工事」や「改修工事」とのみ記載されているなど、工事であることしかわからない場合、見積書等、内容がわかる資料の添付が必要です。**業種が特定できる記載内容であるか、ご確認ください。

○建設工事の請負であることが確認できるか

- 建設業の経営経験は、建設工事の完成を請け負った経験である必要があります。**いわゆる「人工出し」や「応援」などの常用工事や、建設資材の販売の実績は、建設業の経営経験にはなりません。**
請負工事の実績であるかは、書面上で確認する必要があります。書面上、人工代しか計上されていない場合（常用工事の実績に見える）や、資材代のみ計上されていて工賃が表示されていない場合（資材販売の実績に見える）等は、それだけでは請負工事の実績としてみることができません。

○請求書等の金額と入金を確認する書類の金額が一致するか（③で確認する場合）

- 口座振込手数料や安全管理費等により、請求書のコレと実際の入金額が異なる場合、その内訳を確認する必要があります。特に、安全管理費などの差額が大きなものについては、その金額が分かる資料などにより説明を求める場合があります。

○浄化槽工事業登録、登録電気工事業、解体登録を受けた業者における請負実績確認について

- 個人事業主にあつては、確定申告書において、その職業欄に当該業種に係る職業である記載の確認ができ、かつ、年間を通じて請負実績が認められる期間については、①②③の書類によらず請負の実績を算定できるものとします。
法人にあつては履歴事項全部証明書にある法人の目的により、必要年数に応じ、法人として建設業を営んでいると判断でき、かつ、年間を通じて請負実績が認められる期間については、①②③の書類によらず請負の実績を算定できるものとします。
なお、個人事業主の場合、法人の場合どちらであっても、登録の事実を確認できる書類（登録の通知書等）の提示が必要です。

項 目		確 認 資 料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求める ことがあります。「写し」と記載されていないものは原本が必要です。)	申 請 区 分						摘 要	
			1 ・ 2	3 ・ 6	4	5	7 ・ 9	8		
適正な経営体制（様式七号）（様式七号の二）につき	常勤性の確認	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者 (様式第7号、様式第7号の2(第一面)から(第四面)に記載の方) ①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。 (申請時直近のもの) ① 健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書【写し】 又は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ【写し】 ② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)【写し】 ※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。 ③ 所得証明書(市区町村発行のもの)【原本】+ 源泉徴収票【写し】 ※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。 ④ 雇用保険被保険者証【写し】+ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【写し】(被保険者区分が「1」のものに限る) ※被保険者区分が「11」(高年齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。 ○ 出向者の場合は上記に加え、出向契約書等(該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料等)【写し】の提示が必要です。 ※出向者が役員である等の理由で、出向契約書等を提示できない場合は、別途ご相談ください。 ○ 住所(居所)が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離(通勤時間がおおむね片道2時間以上)にあり、社会通念上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料(通勤定期券やETC記録等)を求めることがあります。 *有効期限前の事業所名の記載がある健康保険被保険者証【写し】も可とします。但し、事業所名の記載がない場合は上記の資料が必要です。	○	○	○	○	○	○	個人事業主本人については必要ありませんが、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号別紙、様式第7号の2別紙に記載の方)及び営業所技術者等が事業主本人と異なる場合には、その方の常勤性の確認できる資料が必要となります。 ※被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。	
	営業所技術者等	の常勤確認性	経營業務の管理責任者と同様	○	○	○	○	○	○	
財産的基礎等	一般建設業	直前決算(様式第15号、様式第18号)の 自己資本の額が500万円未満の場合は、資金調達能力を確認	a、bのどちらかを提出 a 主要取引金融機関名に記載のある金融機関発行の「500万円以上の預金残高証明書」(基準日が申請直前4週間以内のもの。初日算入。)(提出) b 主要取引金融機関名に記載のある金融機関発行の「500万円以上の融資証明書」(発行日が申請直前4週間以内のもの。初日算入。)(提出)	☆	☆	☆		☆	☆	残高証明書と融資証明書の合算は認めません。また、残高証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。 融資証明書は、融資残高の証明ではなく、融資可能額の証明です。 ☆直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のある場合は不要です。直前5年間には、許可換え新規(申請区分「2」)の場合の、従前許可期間を含みます。
	特定建設業	直前決算(様式第15号、様式第18号)で確認 (申請日の直前の決算において、下記のイ、ロ、ハの要件すべてに該当すること) イ 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本が4,000万円以上であること	☆申請者が個人事業主で、特定建設業を新規申請する場合には、預金残高証明書(基準日が4週間以内)もしくは融資証明書(発行日が4週間以内)が必要となります。	☆					直前の決算期において資本金の要件のみを満たさないが、増資を行うことによって要件を満たすことになった場合には、「資本金」については、この要件を満たしているものとして取り扱います。(資本金増資の変更届出書(副本)の提示が必要です。)	

項 目	確 認 資 料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の 提出又は提示を求めることがあります。)		申 請 区 分						摘 要
			1 ・ 2	3 ・ 6	4	5	7 ・ 9	8	
健康 保 険 等 の 加 入 状 況 が 確 認 で き る 資 料	雇用保険について	○自社で申告納付の場合 申請時直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(控えの写し)及び下記①～③のいずれか、又は加入証明書(原本)を【提出】 ①保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し ②「領収済通知書」の写し ③「納付済額証明書」(原本) ○労働保険事務組合に委託している場合 事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」(写し)及び 保険料の納入に係る「労働保険料等領収書」(写し)【提出】	○	○	○	○	○	○	
	健康保険、 厚生年金保険について	健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る「領収証書」の写し※【提出】 又は 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し※【提出】 又は 「納入証明書」(原本)※【提出】 ※申請時3か月以内のもの							
(主たる 建 物 営 業 所) ・ 従 たる 営 業 所	営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)【提出】 ①営業所の外観(建物の全景がわかるもの) ※事務所がビル内等に所在する場合は、・建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのものも必要 ②営業所の名称が確認できる入口付近を写したものの ③営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの) ④建設業法第40条に規定する標識の写真(許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの) ・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載 ・写真を貼り付けた台紙(22,23ページに参考様式を掲載しています。)、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有※、賃貸借等)		○	▲	▲		▲	▲	※自己所有とは法人の場合、法人所有のほか役員及び役員の同居親族の所有も含まれます。 個人事業主の場合、事業主本人所有のほか、支配人所有並びに事業主及び支配人の同居親族の所有も含まれます。
(登 記 事 項 証 明 書)	支配人登記のある個人	履歴事項全部証明書(申請時3か月以内の原本)【提出又は提示】	○	○	○	○	○	○	※ただし、既に提出された書類と内容・表示が異なる場合は提出
	法人	履歴事項全部証明書(申請時3か月以内の原本)【提出又は提示】	【提出】	提示※	提示※	提示※	提示※	提示※	
法人 番 号	法人	「法人番号指定通知書」の写し【提示】 又は 国税庁ホームページ内「法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの【提示】	○						個人事業主の場合は不要

営業所の写真

営業所の名称：_____

建物の権利関係：_____（例：自己所有、賃貸借）

①営業所の外観（建物の全景がわかるもの）	年 月 日 撮影
	

②営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの	年 月 日 撮影
	

※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分やテナント表示、テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのも別途必要

③営業所の内部（建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースがわかるもの）

____年 ____月 ____日 撮影

④建設業法第 40 条に規定する標識の写真（許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの）

____年 ____月 ____日 撮影

3 許可申請書類の提出

ア 提出先

主たる営業所の所在地により異なります。(44 ページ参照)

名古屋市内 ― 愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室
それ以外 ― 各建設事務所総務課

イ 許可手数料

知事許可の手数料は、新規の申請 9 万円、追加の申請（許可区分が同一のものに限る）及び更新の申請は 5 万円です。愛知県収入証紙またはキャッシュレス決済により収納します。（申請区分に応じた許可手数料の額及び愛知県収入証紙の販売所については 36 ページ参照）

なお、愛知県手数料条例第 6 条の規定により、申請を取り下げた場合や申請が不許可となった場合でも手数料の還付はいたしません。

ウ 申請後の注意事項

申請書の受理時又は受理後に、申請書、添付書類及び確認資料の修正や追加提出を指示させていただく場合があります。指示に応じていただけない場合、許可の適否を通知することができませんのでご了承ください。

エ 電子申請を行う場合

電子申請を行う場合は、提出方法が手続きの流れが異なりますので、**54 ページ**をご覧ください。

4 許可通知（営業所確認）について

許可申請書を受理しますと、申請内容を審査のうえ許可の適否を申請者へ簡易書留（転送不要※）にて通知します。

この時に、提出された申請書の副本を「許可後の注意事項」とともに申請者へ送付します。

なお、標準処理期間は、行政庁の休日を除き、受付後 23 日です。（電子申請の場合は P55 参照）

※営業所確認（営業所としての実態があるか、経營業務の管理責任者や営業所技術者等が常勤しているか等）を兼ねているために転送不要としており、**郵便物が返戻された場合には、現地の確認調査を実施することがあります。**また、法第 29 条の 2 第 1 項の規定により、**許可の取消しの対象となることがあります。**

5 許可後の手続き

許可の有効期間は**5年間**です。

この間、毎年決算終了後に事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更を生じたときには一定期限内に変更届出書等を提出していただかなければなりません。（正本 1 部及び副本 1 部の計 2 部（副本は写し可））

また、その後も許可を受けて継続して営業しようとする場合は、許可期限満了の日の 30 日前までに（3 か月前から受付開始）許可の更新の手続きが必要です。（許可書の内容をよく確認してください。）これらの手続きについては、「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編、事業年度終了届編）」及び許可の通知書に同封される「許可後の注意事項」をよくお読みください。

なお、**解体工事業登録**をされている方が、建築一式工事業、土木一式工事業又は解体工事業を取得した場合は、登録した行政庁に**通知書（様式第 3）**を提出する必要があります。

また、**特例浄化槽工事業の登録**を受けている方が更新した際は、**許可番号の変更届**を提出する必要があります。

V 付表

表1 建設工事の種類別にみたその内容と例示

※業種の判断は下表等の法令等に基づいて行いますので、発注者において土木工事や建築工事、機械器具設置工事等として発注された工事であっても、工事内容がそれらの業種ではない他の専門工事に該当する場合には、発注された業種の工事としては認められません。

建設工事の種類 (略号)	業種	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示第350号) 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号) 例示の最終改正 平成29年11月10日 国土建第277号
土木一式工事 (土)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事 (建)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事 (大)	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事 (左)	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事 (と)	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
石工事 (石)	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事 (屋)	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事 (電)	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事 (管)	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事 (鋼)	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事 (筋)	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事 (舗)	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事 (しゅ)	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事 (板)	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事 (ガ)	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事 (塗)	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事 (防)	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
内装仕上工事 (内)	内装仕上工 事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置 工事 (機)	機械器具設 置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事 (絶)	熱絶縁工事 業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事 (通)	電気通信工 事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事 (園)	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事 (井)	さく井工事 業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事 (具)	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属性カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事 (水)	水道施設工 事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事 (消)	消防施設工 事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設

			置工事
建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
清掃施設工事 (清)	清掃施設工 事業	し尿処理施設又はごみ処理施設 を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工 事
解体工事 (解)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※建設工事の内容及び例示について

表1の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものです。各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合があります。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種です。また、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではありませんが、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。一式工事であることの確認資料として、発注者や下請負業者との契約書、注文書、見積書、工程表等の提示を求める場合があります。

※許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりです。

(1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを

積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
- ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋

外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事でも『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事（次ページ【機械器具設置工事についての補足】も参照してください。）

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。

③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。

なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をい

う。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
- なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当

する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【機械器具設置工事についての補足】

建設業法における機械器具設置工事とは、機械器具等の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」といいます。）を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける工事をいいます。

したがって、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械）を工作物に単に緊結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当せず、とび・土工工事や、機械器具の種類によっては他の専門工事に該当することになりますので、機械器具設置工事業の申請や事業年度終了届を作成するなどの際は注意してください。

表2 許可の申請区分

1 新規	現在、「有効な許可」をどの許可行政庁からも受けていない場合
2 許可換え新規	愛知県以外の許可行政庁から現在、有効な許可を受けている場合
3 般・特新規	ア 一般建設業の許可のみ受けている方が新たに特定建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可のみ受けている方が新たに一般建設業の許可を申請する場合
4 業種追加	ア 一般建設業の許可を受けている方が他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可を受けている方が他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5 更新	すでに許可を受けている建設業をそのまま続けようとする場合
6 般・特新規＋業種追加	区分3と4を同時に申請する場合
7 般・特新規＋更新	区分3と5を同時に申請する場合
8 業種追加＋更新	区分4と5を同時に申請する場合
9 般・特新規＋業種追加＋更新	区分3と4と5を同時に申請する場合

表3 許可手数料一覧表

申請区分 \ 許可の区分	一般又は特定的一方のみ申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
1. 新規	90,000 円	180,000 円
2. 許可換え新規	90,000 円	180,000 円
3. 般・特新規	90,000 円	
4. 業種追加	50,000 円	100,000 円
5. 更新	50,000 円	100,000 円
6. 般・特新規＋業種追加		140,000 円
7. 般・特新規＋更新		140,000 円
8. 業種追加＋更新	100,000 円	※150,000 円又は 200,000 円
9. 般・特新規＋業種追加＋更新		190,000 円

※ 一般又は特定的一方のみを追加＋一般と特定の両方を更新…150,000 円
一般と特定の両方を追加＋一般と特定の両方を更新……………200,000 円

■愛知県収入証紙の主な売りさばき場所

県庁内売店、県民事務所、尾張建設事務所、一宮建設事務所、知多建設事務所、知立建設事務所、市区町村役場（名古屋市は区役所）、交通安全協会（警察署内）、保健所（名古屋市を除く）

表 4 建設業の種類別所定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※判断が困難な場合は、卒業証明書や成績証明書等が必要になります。

表 5 実務経験の緩和措置

A	B	要件及び緩和措置
土木工事業	とび・土工、しゅんせつ、水道施設及び解体工事業	【要件】 A欄の工事業とそれに対応するB欄のうちのいずれかひとつの工事業の経験が合わせて12年以上あり、そのうちB欄の当該工事業の経験が8年を超えていること 【措置】 B欄の当該工事業の有実務経験者に認定。
建築工事業	大工、屋根、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁及び解体工事業	
大工工事業	内装仕上工事業	
内装仕上工事業	大工工事業	
とび・土工工事業	解体工事業	
解体工事業	とび・土工工事業	

表 6 技術者資格免状及び資格コード

【◎】特定（法第 15 条第 2 号イ）の資格及び一般（法第 7 条第 2 号ハ）の資格を有するもの

【○】一般（法第 7 条第 2 号ハ）の資格を有するもの

【 】は監理技術者証に記載される資格名称の略語

【△】※7 一般（法第 7 条第 2 号ハ）の資格合格後、一級は 3 年、二級は 5 年の実務経験が必要

建設業の種類			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
資格コード																																		
01 法第7条第2号イ該当			高等学校若しくは中等教育学校（所定学科）卒業後5年以上、大学若しくは高等専門学校（所定学科）卒業又は専門職大学前期課程（所定学科）修了後3年以上の実務経験を有する方																															
02 法第7条第2号ロ該当			10年以上の実務経験を有する方																															
03 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）			国土交通大臣（旧建設大臣）により同号イと同等以上と認められた方																															
04 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）			国土交通大臣（旧建設大臣）により同号ロと同等以上と認められた方																															
建設業法（技術検定）	11 一級建設機械施工技士 【一機施】		◎				◎								◎																			
	一級建設機械施工管理技士																																	
	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		○				○								○																			
	二級建設機械施工管理技士																																	
	13 一級土木施工管理技士 【一土施】		◎			△	◎	◎	△			△	◎	△	◎	◎			◎	△				△			△		◎		△	◎		
	1H 一級土木施工管理技士補					△	△	△	△			△		△			△			△	△			△			△		△		△	△		
	14 二級土木施工管理技士	種別	土木	○			△	○	○	△			△	○	△	○	○			△	△			△			△		○		△	○		
			鋼構造物塗装				△	△	△	△			△		△				○	△			△			△		△		△		△	△	
			薬液注入				△	○	△	△			△		△				△	△			△			△		△		△		△	△	
	1J 二級土木施工管理技士補	種別	土木				△	△	△	△			△		△				△	△			△			△		△		△		△	△	
			鋼構造物塗装				△	△	△	△			△		△				△	△			△			△		△		△		△	△	
			薬液注入				△	△	△	△			△		△				△	△			△			△		△		△		△	△	
	20 一級建築施工管理技士 【一建施】			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎			◎	△	△	△	△	◎	
	2C 一級建築施工管理技士補				△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	
	21 二級建築施工管理技士	種別	建築		○	△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	○	
			躯体			○	△	○	△	△			○	○	○			△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	○	
			仕上げ			○	○	△	○	○			○		△			○	○	○	○	○	○	△	○				○	△	△	△	△	
	2D 二級建築施工管理技士補				△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	
	27 一級電気工事施工管理技士 【一電施】									◎													△								△			
	2E 一級電気工事施工管理技士補																						△								△			
	28 二級電気工事施工管理技士									○														△								△		
	2F 二級電気工事施工管理技士補																							△								△		
	29 一級管工事施工管理技士 【一管施】										◎				△		△							△	△			△	△	△	△	△	△	
	2G 一級管工事施工管理技士補													△		△								△	△			△	△	△	△	△	△	
	30 二級管工事施工管理技士										○				△		△	△						△	△			△	△	△	△	△	△	
	3A 二級管工事施工管理技士補														△		△	△						△	△			△	△	△	△	△	△	
	31 一級電気通信工事施工管理技士 【一通施】																								◎									
	32 二級電気通信工事施工管理技士																								○									
	33 一級造園施工管理技士 【一園施】					△	△	△	△	△			△		△					△	△				△		◎	△		△		△	△	△
	3D 一級造園施工管理技士補					△	△	△	△	△			△		△					△	△				△			△		△		△	△	△
34 二級造園施工管理技士					△	△	△	△	△			△		△					△	△				△		○	△		△		△	△	△	
3E 二級造園施工管理技士補					△	△	△	△	△			△		△					△	△				△			△		△		△	△	△	

			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	一級建築士 【一建士】		◎	◎				◎			◎	◎								◎										
	38	二級建築士		○	○				○			○									○										
	39	木造建築士			○																										
技術士法		部門 「選択科目」																													
	41	建設・総合技術監理（建設） 【技（建）】	◎				◎		◎						◎	◎									◎						※1 ◎
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） 【技（建鋼）】	◎				◎		◎				◎		◎	◎									◎						※1 ◎
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業・「農業土木」） 【技（農土）】	◎				◎																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子） 【技（電）】							◎															◎							
	45	機械・総合技術監理（機械） 【技（機）】																				◎									
	46	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」） 【技（機流）】								◎												◎									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道） 【技（水）】								◎																		◎			
	48	上下水道（「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」） 【技（水上）】								◎															◎		◎				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」） 【技（産土）】	◎				◎									◎															
	50	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」） 【技（林林）】																						◎							
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」） 【技（林森）】	◎				◎																	◎							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学） 【技（衛）】								◎																					
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」） 【技（衛水）】								◎																		◎			
	54	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」） 【技（衛廃）】								◎																		◎		◎	
電気工事士法	55	第一種電気工事士（免状）							○																						
	56	第二種電気工事士（免状）※2 交付後実務経験3年							○																						
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）交付後実務経験5年							○																						
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 交付後実務経験5年																					○								
	35	工事担任者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信・総合通信） 交付後実務経験3年																					○								

			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
水道法	65	給水装置工事主任技術者 交付後実務経験 1 年									○																				
消防法	68	甲種消防設備士																											○		
	69	乙種消防設備士																											○		
職業能力開発促進法（旧職業訓練法） 右記「検定職種」欄を参照のこと		検定職種 平成 1 6 年 3 月 3 1 日以前の合格者 （等級区分が 2 級のものは、合格後 1 年の実務経験を要する） 平成 1 6 年 4 月 1 日以降の合格者 （等級区分が 2 級のものは、合格後 3 年の実務経験を要する）																													
	71	建築大工			○																										
	64	型枠施工			○		○																								
	72	左官				○																									
	57	とび・とび工 （2 級の場合、合格後、とび・土工事業については「とび工事」に関し、解体工事については「解体工事」に関し実務経験を要する）					○																							○	
	73	コンクリート圧送施工 （2 級の場合、合格後「コンクリート工事」に関し実務経験を要する）					○																								
	66	ウェルポイント施工 （2 級の場合、合格後「土工工事」に関し実務経験を要する）					○																								
	74	冷凍空調機器施工・空調設備配管									○																				
	75	給排水衛生設備配管									○																				
	76	配管（選択科目「建築配管作業」）※ 3 ・配管工									○																				
	70	建築板金（選択科目「ダクト板金作業」）							○		○						○														
	77	タイル張り・タイル張り工										○																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み （れんが積みは級が無く、合格後の実務経験は不要）										○																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（コンクリート積みブロック施工は級が無く、合格後の実務経験は不要）						○				○																			
	80	石工・石材施工・石積み						○																							

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	銅	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	検定職種 平成16年3月31日以前の合格者 （等級区分が2級のものは、合格後1年の実務経験を要する） 平成16年4月1日以降の合格者 （等級区分が2級のものは、合格後3年の実務経験を要する）																													
81	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）※4・製罐											○																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）※5												○																	
83	工場板金															○														
84	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）							○								○														
85	板金・板金工・打出し板金															○														
86	かわらぶき・スレート施工							○																						
87	ガラス施工																○													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工 ※S48年度以降89～90は「塗装（○○作業）」(88)に統一																	○												
89	建築塗装・建築塗装工 ※S48年度以前の合格者が該当																	○												
90	金属塗装・金属塗装工 ※S48年度以前の合格者が該当																	○												
91	噴霧塗装																	○												
67	路面標示施工（級は無く、合格後の実務経験は不要）																	○												
92	畳製作・畳工																			○										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○										
94	熱絶縁施工																					○								
95	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									○				
96	造園																							○						
97	防水施工																		○											
98	さく井																								○					

職業能力開発促進法（旧職業訓練法）
右記「検定職種」欄を参照のこと

				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
民間試験		平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降																																	
	61	地すべり防止工事士	地すべり防止工事					○																				○								
		(合格後、とび・土工事業については「土工工事」に関し、さく井工事については「さく井工事」に関し1年の実務経験を要する)																																		
	40	基礎ぐい工事						○																												
	62	建築設備士(資格取得後1年の実務経験を要する)									○	○																								
	63	一級計装士	計装									○	○																							
		(合格後1年の実務経験を要する)										○	○																							
	60	解体工事※6																																○		
	36	基幹技能者(講習の種目等について次ページ表7参照)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11～98に該当するものを除く)及び第4号該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※1 下記【解体工事業の技術者要件に関する留意点】を参照。

※2 旧電気工事士法(昭和62年9月1日法律第84号による改正以前の電気工事士法)により交付された「電気工事士免状」は、現在の第二種電気工事士免状とみなす。

※3 検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。

※4 検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。

※5 「鉄筋施工図作成作業」と「鉄筋組立て作業」の両方とも必要。

※6 公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験のみが該当します。

【解体工事業の技術者要件に関する留意点】 ※《》内は資格コードを表す

◆平成27年度までの合格者に対しては、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

1級土木施工管理技士《13》、1級建築施工管理技士《20》、2級土木施工管理技士(土木)《14》、2級建築施工管理技士(建築)《21》、(躯体)《22》

◆当面の間、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))《41》、《42》

☆民間試験および登録解体工事講習の概要および実施機関等については、国土交通省建設業課ホームページをご参照ください。

(URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000283.html)

※7 資格による要件緩和で申請される方は56ページを併せて確認してください。

表 7 登録基幹技能者について

許可を受けようとする建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者、登録建築測量基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録P C 基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎土工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者、登録発破・破碎基幹技能者、登録圧入工基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録あと施工アンカー基幹技能者、登録土質改良基幹技能者、登録都市トンネル基幹技能者、登録潜函基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録計装基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者、登録計装基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録A L C 基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録P C 基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
機械器具設置工事業	登録計装基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者、登録計装基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
さく井工事業	登録さく井基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者
解体工事業	登録解体基幹技能者

表の右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業の建設工事に関し 10 年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであり、かつ、当該受講資格を満たした状態で受講された方が対象です。(※1, ※2)

※1 右欄の講習について、左欄の建設業の建設工事に関し 10 年以上の実務経験を有することが受講資格の一つでないものを平成 30 年 3 月 31 日以前に修了されている方は、当該実務経験を 10 年以上有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

※2 右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業以外の建設業（左欄にあるものに限りです。）に関し 10 年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであるものを修了された方は、許可を受けようとする建設業の建設工事に関し 10 年以上の実務経験を有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

表8 許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
知事許可	名古屋市区域	県庁（自治センター2階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎5階） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎6階） 〒496-8533 津島市西柳原町1-1-4	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎6階） 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺1-2-4	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 〒471-0867 豊田市常盤町3-2-8	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 〒441-1354 新城市片山字西野畑5-3-2-1	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 〒440-0801 豊橋市今橋町6	0532-52-1312

表9 愛知県市区町村コード一覧表

建設業許可申請書（様式第一号）の項番 10
 変更届出書（様式第二十二号の二）の項番 41

愛知県 名古屋市千種区

記入例：名古屋市千種区→ 23101

コード	市区町村名	住所用市町村名
23101	千 種 区	名古屋市千種区
23102	東 区	名古屋市東区
23103	北 区	名古屋市北区
23104	西 区	名古屋市西区
23105	中 村 区	名古屋市中村区
23106	中 区	名古屋市中区
23107	昭 和 区	名古屋市昭和区
23108	瑞 穂 区	名古屋市瑞穂区
23109	熱 田 区	名古屋市熱田区
23110	中 川 区	名古屋市中川区
23111	港 区	名古屋市港区
23112	南 区	名古屋市南区
23113	守 山 区	名古屋市守山区
23114	緑 区	名古屋市緑区
23115	名 東 区	名古屋市名東区
23116	天 白 区	名古屋市天白区
23201	豊 橋 市	豊橋市
23202	岡 崎 市	岡崎市
23203	一 宮 市	一宮市
23204	瀬 戸 市	瀬戸市
23205	半 田 市	半田市
23206	春 日 井 市	春日井市
23207	豊 川 市	豊川市
23208	津 島 市	津島市
23209	碧 南 市	碧南市
23210	刈 谷 市	刈谷市
23211	豊 田 市	豊田市
23212	安 城 市	安城市
23213	西 尾 市	西尾市
23214	蒲 郡 市	蒲郡市
23215	犬 山 市	犬山市
23216	常 滑 市	常滑市
23217	江 南 市	江南市
23219	小 牧 市	小牧市
23220	稲 沢 市	稲沢市
23221	新 城 市	新城市

コード	市区町村名	住所用市町村名
23222	東 海 市	東海市
23223	大 府 市	大府市
23224	知 多 市	知多市
23225	知 立 市	知立市
23226	尾 張 旭 市	尾張旭市
23227	高 浜 市	高浜市
23228	岩 倉 市	岩倉市
23229	豊 明 市	豊明市
23230	日 進 市	日進市
23231	田 原 市	田原市
23232	愛 西 市	愛西市
23233	清 須 市	清須市
23234	北 名 古 屋 市	北名古屋市
23235	弥 富 市	弥富市
23236	み よ し 市	みよし市
23237	あ ま 市	あま市
23238	長 久 手 市	長久手市
23302	東 郷 町	愛知郡東郷町
23342	豊 山 町	西春日井郡豊山町
23361	大 口 町	丹羽郡大口町
23362	扶 桑 町	丹羽郡扶桑町
23424	大 治 町	海部郡大治町
23425	蟹 江 町	海部郡蟹江町
23427	飛 島 村	海部郡飛島村
23441	阿 久 比 町	知多郡阿久比町
23442	東 浦 町	知多郡東浦町
23445	南 知 多 町	知多郡南知多町
23446	美 浜 町	知多郡美浜町
23447	武 豊 町	知多郡武豊町
23501	幸 田 町	額田郡幸田町
23561	設 楽 町	北設楽郡設楽町
23562	東 栄 町	北設楽郡東栄町
23563	豊 根 村	北設楽郡豊根村

表 1 0 県税事務所一覧表

名 称	所在地	電話番号	所管区域
名古屋東部 県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町 2-9	052-953- 7803	千種区、東区、中区、名東区
名古屋北部 県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区域西 1-9-2	052-531- 6303	北区、西区、守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部 県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷 1-3	052-362- 3213	中村区、中川区、港区
名古屋南部 県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町 8-22	052-682- 8922	昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
東尾張 県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町 3-65	0568-81- 3192	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張 県税事務所	〒491-8506 一宮市新生 2-21-12	0586-45- 3168	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
海部徴収課 (徴収事務)	〒496-0047 津島市西柳原町 1-14	0567-24- 2174	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多 県税事務所	〒475-8505 半田市出口町 1-36	0569-89- 8173	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河 県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27- 2710	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
安城県税 センター	〒446-8508 安城市横山町下毛賀知 93	0566-76- 2101	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田加茂 県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町 4-45	0565-32- 7481	豊田市、みよし市
東三河 県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通 5-4	0532-54- 5111	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
新城駐在室 (徴収事務)	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23- 2111	新城市、北設楽郡

※愛知県内の県税事務所であれば、所管区域以外でも納税証明書の発行は可能です。

VI 許可の承継について

1 承継とは

建設業者（建設業許可を受けている者）について、①～④のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継する場合、①～③（以下「事業承継」という。）については事前に、④については被相続人死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで、承継者（相続人）は、被承継者（被相続人）の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を空白期間なく承継することができます。

- ①事業譲渡（個人事業主間、個人事業主と法人間の事業承継も含まれます。）
- ②法人の合併
- ③法人の分割
- ④相続（個人事業に限ります。）

個人事業の法人化の際の留意点

個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）は、個人事業主（被承継者）と法人（承継者）との間での①事業譲渡となります。

認可申請を行う時点で、法人を設立した上で、個人事業主と設立法人との間で事業譲渡契約を締結している必要があります。

なお、承継効力が発生するまでの間は、個人事業主として建設業の営業を行う必要があります。（承継効力発生日までの間、個人事業主の許可要件[経営業務の管理責任者、専任技術者等]を欠いてはいけません。）

2 認可の要件

- (1) 【事業承継】 事業承継の効力発生日前までに認可を受けること（申請日が発生日前ではありません）

※承継の効力発生日は、承継者及び被承継者の建設業許可有効期間内である必要があります。

【相続】 被相続人死亡後30日以内に申請を行い、認可を受けること

※相続の認可申請は、被相続人の建設業許可有効期間内に行う必要があります（被相続人死亡後30日以内であっても、許可の有効期間満了後に提出された認可申請書は無効となります。）。

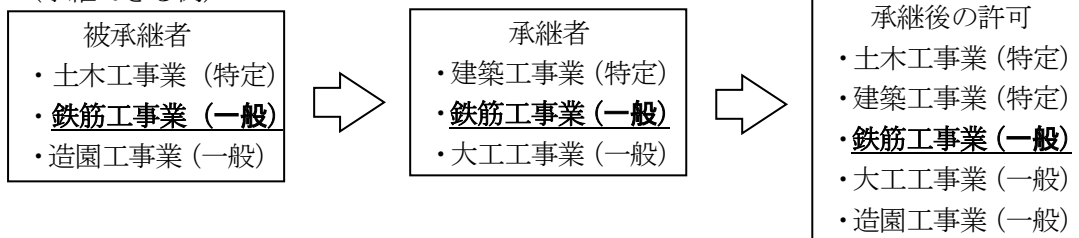
- (2) 被承継者の建設業の全部を承継すること

被承継者（被相続人）が受けていた建設業許可の全部を、承継者（相続人）が承継する必要があります。許可業種の一部のみを承継することはできません。承継しない業種がある場合は、認可申請前に、承継しない業種を廃業する必要があります。

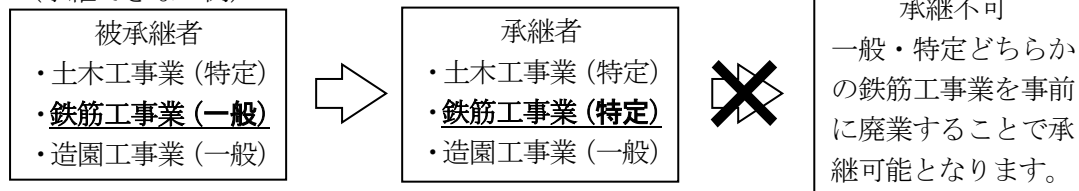
- (3) 被承継者と承継者が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと

被承継者（被相続人）と承継者（相続人）が同じ業種の許可を受けている場合は、区分（一般・特定）が同一の場合に限り承継することができます。区分が異なる場合は、認可申請前に、一般・特定どちらかの許可を廃業する必要があります。

（承継できる例）



（承継できない例）



(4) 承継後の全ての業種について、承継者（相続人）が許可の要件を満たしていること

承継者（相続人）は、承継後に有することになる全ての業種について、許可の要件を満たす必要があります。（許可の要件については、3 ページ～11 ページ参照）

3 認可申請の手続

(1) 事前相談

事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、できるだけ早くご相談ください。（承継の効力発生日 **2 か月前**には申請書類が揃うよう、それ以前からご相談ください。相談窓口は（2）申請書類の提出先に同じ。）

申請書を受け付けてから認可までの標準的な処理期間は、行政庁の休日及び補正期間を除き、申請書受付後 23 日です。事業承継については、遅くとも、承継の効力発生日前 1 か月までに申請書を受け付ける必要がありますが、事前相談なく認可申請された場合、内容確認や補正に時間を要し、承継の効力発生日前に認可できなくなるおそれがあります。

(2) 提出先

承継者（相続人）の主たる営業所の所在地を所管する部所（44 ページ参照）

※愛知県知事の認可を受けることができるのは、被承継者（被相続人）及び承継者（相続人）の全てが愛知県知事許可業者又は建設業を営む営業所が愛知県内のみにある者である場合に限りです。

(3) 提出部数

2 部（正本 1 部及び副本 1 部）

・確認資料は 1 部

・様式第 22 号の 9（大臣認可に係る届出書）は正本 1 部

(4) 手数料

手数料はかかりません。

(5) 認可通知書の交付

申請者※宛てに郵送します。

※承継の場合は承継者（新設合併及び新設分割の場合は被承継者のうち筆頭者）、相続の場合は相続人

4 許可番号

被承継者（被相続人）の許可番号を使用することを基本とします。

承継者（相続人）が建設業許可を受けている場合は、被承継者（被相続人）と承継者（相続人）の許可番号のどちらかを選択できます。

5 認可後の許可の有効期間

(1) 事業承継

事業承継の効力発生日から 5 年後の対応する日

（例）認可申請日	令和 7 年 5 月 20 日
認可日	令和 7 年 6 月 22 日
事業承継の効力発生日	令和 7 年 7 月 1 日
許可年月日	令和 7 年 7 月 1 日
許可の有効期間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 7 月 1 日

(2) 相続

被相続人の死亡の日から 5 年後の対応する日

※相続人が認可申請をしたときは、被相続人の死亡の日から認可を受ける日又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業許可は、相続人に対してしたものとみなされます。

6 承継の対象

事業承継について認可を受け、事業承継の効力が発生すると、建設業法（以下、この項目において「法」といいます。）の規定による建設業者としての地位を承継者（相続人）が承継します。

「建設業者の地位を承継する」とは、法第 3 条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたこと

によって発生する権利と義務の総体をいい、承継者（相続人）は被承継者（被相続人）と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継者（相続人）は被承継者（被相続人）の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

ただし、法に規定される罰則については、違反行為を行った者に対して科されるものであるため、当該刑罰については承継されません。

7 認可申請書類

○以下に記載されていない様式や確認資料等についても提出を求めることがあります。

○承継者の承継予定日時点での状況で作成してください。確認資料等も、基本的に承継者に関するものがが必要です。

※認可申請時点で、被承継者（被相続人）又は建設業許可を受けている承継人（相続人）の届出事項に変更がある場合は、認可申請前に変更届を提出してください。

※被承継者（被相続人）又は建設業許可を受けている承継人（相続人）について、認可申請時点で提出されているべき事業年度終了届出書が提出されていない場合は、認可申請を受け付けることができません。認可申請前に提出してください。

(1) 譲渡及び譲受け・合併・分割

◎必須 ○許可業者で、直近の申請・届出から変更がある場合に提出

様式 番 号	申 請 書 及 び 添 付 書 類	譲渡		合併			分割			摘 要
		譲受人		合併存続 (新設) 法 人			分割承継 (新設) 法 人			
		許 可 有	許 可 無	許 可 有	許 可 無	新 設	許 可 有	許 可 無	新 設	
	表紙・裏表紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
22 の 5	譲渡及び譲受け認可申請書	◎	◎							法人番号を確認する資料が必要（23 ページ参照）
22 の 7	合併認可申請書			◎	◎	◎				法人番号を確認する資料が必要（23 ページ参照）
22 の 8	分割認可申請書						◎	◎	◎	※承継法人が新設の場合は承継後提出
別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	法人の場合
別紙二	営業所の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	主たる営業所、従たる営業所の建物確認資料が必要（23 ページ参照）※承継法人が新設の場合は承継後提出
別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	常勤性（認可申請時点）の確認資料が必要（22 ページ参照）※承継後にも確認（53 ページ参照）
2	工事経歴書		◎		◎			◎		実績なしの場合も作成
3	直前3年の各事業年度における工事施工金額		◎		◎			◎		実績なしの場合も作成
4	使用人数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6	誓約書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	
7	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	様式7の2を使用する場合は不要 常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※承継後にも確認（53 ページ参照） 要件確認の必要書類の詳細については17～21 ページ参照
別紙	常勤役員等の略歴書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	様式7の2を使用する場合は不要
7 の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	様式7を使用する場合は不要 常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※承継後にも確認（53 ページ参照） 要件確認の必要書類の詳細については17～21 ページ参照
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	様式7を使用する場合は不要
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	様式7を使用する場合は不要
8	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○	○	○	○	○	○	○	常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※承継後にも確認（53 ページ参照）
	営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料	○	○	○	○	○	○	○	○	営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料については17～21 ページ参照
13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	様式11に記載した方について提出、ただし、様式7別紙、様式7の2別紙及び様式12に記載した方については不要（株主等として記載した場合を除く）
14	株主（出資者）調書	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	法人の場合

様式 番号	申 請 書 及 び 添 付 書 類	譲渡		合併			分割			摘 要
		譲受人		合併存続 (新設) 法 人			分割承継 (新設) 法 人			
		許 可 有	許 可 無	許 可 有	許 可 無	新 設	許 可 有	許 可 無	新 設	
15	貸借対照表（法人用）		◎		◎			◎		法人の場合
16	損益計算書（法人用）		◎		◎			◎		
17	株主資本等変動計算書（法人用）		◎		◎			◎		
17 の 2	注記表（法人用）		◎		◎			◎		
17 の 3	附属明細表（株式会社用）		◎		◎			◎		資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
18	貸借対照表（個人用）		◎							個人の場合
19	損益計算書（個人用）		◎							個人の場合
20	営業の沿革	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	承継法人が新設の場合は承継後提出
20 の 2	所属建設業団体	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	該当なしの場合も作成、承継法人が新設の場合は承継後提出
20 の 3	主要取引金融機関名	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	
	後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※3）（※5） 【申請時3か月以内】	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	個人事業主本人、別紙一（役員等の一覧表）及び様式11に記載した方全て（顧問、相談役、株主等、常勤役員等を直接に補佐する者は除く）について提出、両方の証明書が必要（※3）（※4）（※5）については14ページ参照
	身元（身分）証明書（※4）（※5） 【申請時3か月以内】	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	
	定款	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	法人の場合
	履歴事項全部証明書【申請時3か月以内】	○	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	個人の場合で、支配人登記しているものを含む 承継法人が新設の場合は承継後提出
	納税証明書（愛知県の県税事務所発行のもの）（※7）		◎		◎	◎		◎	◎	事業税の納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書（※7）については14ページ参照 承継法人が新設の場合は承継後提出
7 の 3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	個人又は既存の法人等で、申請時に様式7の3が提出できる場合は様式7の3を提出（加入状況確認書類の提出が必要、23ページ参照） 様式7の3が提出できない場合は様式22の6を提出※承継後、上記について提出（53ページ参照）
22 の 6	誓約書（保険加入）									
	譲渡・譲受けに関する契約書 譲渡又は譲受けに関する株主総会の議事録等	◎	◎							写し 株主総会の議事録等については承継法人及び被承継法人の両方が必要
	合併の方法及び条件が記載された書類			◎	◎	◎				任意様式
	合併契約書及び合併比率説明書 合併に関する株主総会の議事録等			◎	◎	◎				写し 株主総会の議事録等については合併存続法人及び合併消滅法人の両方が必要
	分割の方法及び条件が記載された書類						◎	◎	◎	任意様式
	分割契約書及び分割比率説明書 分割に関する株主総会の議事録等						◎	◎	◎	写し

(2) 相続

◎必須○許可業者で、直近の申請・届出から変更がある場合に提出

様式 番号	申請書及び添付書類	相続人		摘 要
		許可 有	許可 無	
	表紙・裏表紙	◎	◎	
22 の 10	相続認可申請書	◎	◎	
別紙一	営業所の一覧表	◎	◎	主たる営業所、従たる営業所の建物確認資料が必要（23 ページ参照） ※相続人が認可申請後事業を開始する場合は認可後提出
別紙二	専任技術者一覧表	◎	◎	常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※認可後にも確認（53 ページ参照）
2	工事経歴書		◎	実績なしの場合も作成
3	直前3年の各事業年度における工事施工金額		◎	実績なしの場合も作成
4	使用人数	◎	◎	
6	誓約書	○	◎	
7	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	◎	様式7の2を使用する場合は不要 常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※認可後にも確認（53 ページ参照） 要件確認の必要書類の詳細については17～21 ページ参照
別紙	常勤役員等の略歴書	○	◎	様式7の2を使用する場合は不要
7 の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	◎	様式7を使用する場合は不要 常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※認可後にも確認（53 ページ参照） 要件確認の必要書類の詳細については17～21 ページ参照
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	◎	様式7を使用する場合は不要
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	◎	様式7を使用する場合は不要
8	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	◎	常勤性確認（認可申請時点）資料が必要（22 ページ参照） ※認可後にも確認（53 ページ参照）
	営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料	○	◎	営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料については17～21 ページ参照
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	該当なしの場合も作成
12	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	◎	様式7別紙又は様式7の2別紙に記載した方については不要
13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	◎	様式11に記載した方について提出、ただし、様式7別紙、様式7の2別紙に記載した方については不要
18	貸借対照表（個人用）		◎	
19	損益計算書（個人用）		◎	
20	営業の沿革	◎	◎	
20 の 2	所属建設業団体	○	◎	該当なしの場合も作成
20 の 3	主要取引金融機関名	○	◎	
	後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※3）（※5） 【申請時3か月以内】	○	◎	個人事業主本人及び様式11に記載した方について提出 両方の証明書が必要 （※3）（※4）（※5）については14 ページ参照
	身元（身分）証明書（※4）（※5） 【申請時3か月以内】	○	◎	
	履歴事項全部証明書【申請時3か月以内】	○	◎	支配人登記をしている場合
	納税証明書（愛知県の県税事務所発行のもの）（※7）		◎	事業税の納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書 （※7）については14 ページ参照 認可申請後事業開始するときは認可後提出
7 の 3	健康保険等の加入状況	◎	◎	申請時に様式7の3が提出できる場合は様式7の3を提出（加入

22 の 11	誓約書（保険加入）			状況確認書類の提出が必要、23 ページ参照） 様式 7 の 3 が提出できない場合は様式 22 の 11 を提出※認可後上 記について提出（53 ページ参照）
	申請者と相続人との続柄を証する書類	◎	◎	
	申請者以外に相続人がある場合は、申請者が 被相続人の建設業許可業者としての地位を承 継して建設業の営業を行うことに対する申請 者以外の相続人全員の同意書	◎	◎	申請者以外の全ての相続人の住所及び氏名を記載

（３）認可後の届出書類・確認資料

※各法令で定める期間内に届書の提出を行わなかったときは、許可基準を満たさないことになるため、許可の取消事由に該当することとなります。

様式 番 号	提出書類・確認書類	摘 要		提出期限	提出部数
20	営業の沿革	承継法人が新設のとき		承継の日から 30 日以内	正副各 1 部
20 の 2	所属建設業団体	承継法人が新設のとき		承継の日から 30 日以内	正副各 1 部
	履歴事項全部証明書	承継法人が新設のとき		承継の日から 30 日以内	原本 1 部
7 の 3	健康保険等の加入状況	様式 22 の 6 を提出した場合		承継の日から 2 週間以内	正副各 1 部
		様式 22 の 11 を提出した場合		認可の日から 2 週間以内	
	加入状況確認書類	23 ページ参照		様式 7 の 3 に併せて提出	1 部
	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）・常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者・営業所技術者等の常勤性の確認資料	22 ページ参照 個人事業主本人を除く		様式 7 の 3 に併せて提示 ※認可申請時に様式 7 の 3 を提出した場合は、承継後（認可後）2 週間以内	提示
	納税証明書（原本） （愛知県の県税事務所発行のもの）	承継法人が新設のとき ※法人設立報告書の写し（県税事務所の受付印のあるもの）の提出でも可		承継の日から 30 日以内	1 部
		相続人が認可申請後事業を開始するとき ※開業報告書の写し（県税事務所の受付印のあるもの）の提出でも可		認可の日から 30 日以内	
	主たる営業所、従たる営業所の建物 確認資料	承継法人が新設のとき	23 ページ 参照	承継の日から 2 週間以内	1 部
		相続人が認可申請後事業を開始するとき		認可の日から 2 週間以内	
	法人番号を確認する書類	承継法人が新設のとき 23 ページ参照		承継の日から 30 日以内	提示

※上記に記載していない確認資料等の提出を求めることがあります。認可時の指示に従ってください。

8 大臣認可に係る届出書

国土交通大臣に認可申請書を提出した場合は、以下のとおり届出書を提出してください。

提出書類	提出時期	提出先	提出部数
様式 22 の 9（承継） 様式 22 の 12（相続）	認可申請書提出後速やかに	主たる営業所の所在地を所管する部所 （44 ページ参照）	1 部

VII 電子申請について

1 システムについて

電子申請は、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（(JCIP: Japan Construction Industry electronic application Portal)（以下、「電子申請システム」とします。）」を用いて行います。

- ・事前に、以下のWeb ページを確認の上、ご利用ください。システムへのリンクもご用意しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0438352.html>

- ・電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するG ビズ ID の取得が必要になります。G ビズ ID については、デジタル庁のWeb ページをご覧ください。

G ビズ ID について <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>

G ビズ ID ホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・電子申請システムの操作マニュアル等については、国土交通省のWeb ページをご覧ください。

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001580982.pdf

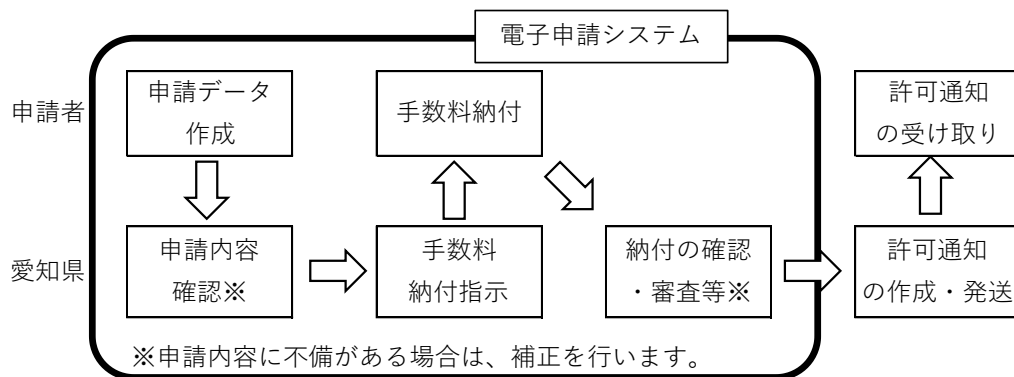
- ・電子申請システムの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、0570-033-730（ナビダイヤル）から問い合わせることもできます。

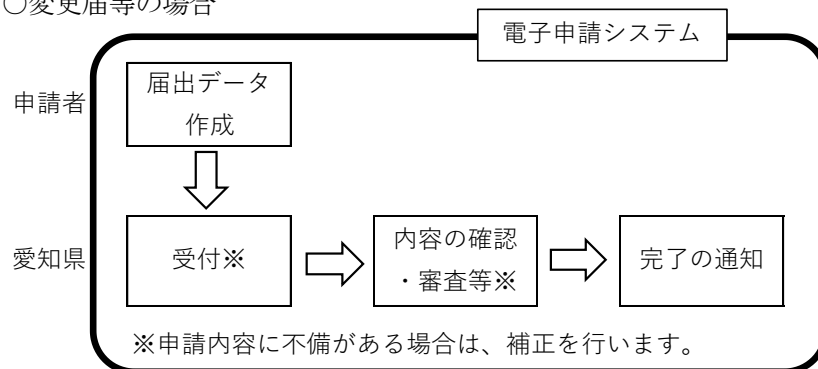
2 電子申請システムを使った手続きの流れ

電子申請システムを使った手続きは、以下のとおりです。提出から補正まで電子システム上で行うことができます。

○許可申請の場合



○変更届等の場合



3 電子申請システムで行える手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・（経営事項審査申請）※経営事項審査については、「経営事項審査申請等の手引」をご覧ください。

4 電子申請システムを使用する際の注意点

（1）許可の有効期限が近い申請について

愛知県では、更新等の許可申請において、許可の有効期限の 30 日前までに提出できない場合は、電子申請システムでの受付を行いません。その場合は、紙による申請とし、必要書類をそろえたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお越しください。

（2）書類の添付について

電子申請システムで作成できない添付書類、確認資料については、スキャナ等で PDF データにするか、画像データとして添付してください。なお、電子申請においては、紙申請で原本提出や原本提示を求めている書類についても、データ添付でよいものとします。

また、手引きに記載されている必要書類等に漏れがないか、提出の前に再度ご確認ください。**必要書類について、すべて電子申請システム上に表示があるわけではありません。必ず、手引き等で必要書類を確認して添付してください。**書類がそろわないと審査を行うことができません。

（3）システムのお知らせ等の確認について

申請書類等に不備があった場合は、原則として電子申請システム上で補正指示を行います。提出後は、定期的にお知らせ等の確認をお願いします。

（4）電子申請における標準処理期間について

書類の到達日から 38 日間（県の休日は含みません。）です。

5 電子申請システムで申請をする場合の手数料納付について

電子申請システムで申請する場合、手数料については、インターネットバンキングを用いた電子納付（Pay-easy）による支払い、愛知県収入証紙による支払いのいずれかの方法で行います。

申請内容の確認後、愛知県から電子申請システムを通じて納付指示がされます。納付指示がされると、システム上で手数料納付画面に進めますので、ご希望の納付方法を選択してください。

（1）Pay-easy による納付

手数料納付画面で、Pay-easy を選択すると、収納代行業者の支払いページに遷移します。画面の指示に従って、手数料を納めてください。Pay-easy で納付する場合は、建設業許可窓口への来庁は不要です。

（2）愛知県収入証紙による納付

収入証紙による納付を選択すると、収入証紙の貼り付け用紙が出力されます。貼り付け用紙に証紙を貼り付けて、管轄の建設業窓口（P42）までご持参ください。建設業許可申請においては、**収入証紙は郵送することはできません。お手数ですが、必ず窓口までお越しください。**

（3）キャッシュレス決済による納付

管轄の建設業窓口（P42）へ来庁いただき、手数料を納めてください。

一般建設業許可の営業所技術者等要件の緩和について

1. 概要

令和5年5月12日、「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、一般建設業許可の営業所技術者等の要件の緩和が行われました。これにより、1級の第1次検定合格者を大学指定学科卒業者、2級の第1次検定合格者を高校指定学科卒業者と同等とみなすこととなりました。

つきましては、本改正による営業所技術者等を申請又は届出の際は、以下の資料をご確認の上、適切な書類作成をお願いします。

また、提出前には、[後述の愛知県Webページをよくご確認の上](#)ご提出ください。

2. 参考：国土交通省資料

実務経験による技術者資格要件の見直し（一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和）

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。（指定建設業と電気通信工事業は除く）
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。

※指定建設業は除く

（改正前）

学 歴	実務経験
大 学 、 短 大 等 （ 指 定 学 科 ）	卒業後 3年
高 等 学 校 （ 指 定 学 科 ）	卒業後 5年
上 記 以 外	10年

（改正後）

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格（対応種目）	合格後 3年*
	2級1次検定合格（対応種目）	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）※〉

（改正前）

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

（改正後）

指定学科の卒業生以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）
の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

※その他参考

当該緩和を用いた申請の際は以下のWebページをご確認ください。

■当該法令改正について愛知県のWebページ

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/youkenkanwa.html>

建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～

受付時間のご案内 ※土・日・祝 休日は及び年末年始(12/29～1/3)を除く
<自治センター2階> 建設業の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで です。
<自治センター3階> 宅地建物取引業・不動産鑑定業の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで です。



建設業法施行規則の一部改正について(専任技術者の要件の緩和)

ページID: 0471082 掲載日: 2023年6月30日更新 印刷ページ表示

建設業法施行規則の一部改正について(令和5年7月1日施行)

令和5年5月12日、「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和が行われました。これにより、1級の第1次検定合格者を大学指定学科卒業生、2級の第1次検定合格者を高校指定学科卒業生と同等とみなすこととなりました。

つきましては、本改正による専任技術者を申請又は届出の際は、以下の資料をご確認の上、適切な書類作成をお願いします。

なお、改正内容に関する詳細等についてはこちら(国土交通省ホームページ)も合わせてご確認ください。

■建設業法施行規則の一部改正について(専任技術者の要件の緩和)

(参考) 一般建設業許可の営業所専任技術者の緩和(PDFファイル/170KR)(令和5年6月30日追記)



■当該法令改正について国土交通省のWebページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html

国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

報道・広報

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等の公布
～建設業における技術者制度の見直しが行われます～

「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等の公布
～建設業における技術者制度の見直しが行われます～

建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受検資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び関連告示が、本日、公布されました。

1. 改正概要

(1) 技術検定の受検資格の見直し

技術検定合格者の技術力の水準を維持しつつ技術検定制度の合理化を図ることとし、令和6年度以降の受検資格を以下のとおりとする。

- ・1級の第1次検定は、19歳以上(当該年度末時点)であれば受検可能
- ・2級の第1次検定は、17歳以上(当該年度末時点)であれば受検可能(変更なし)
- ・1級及び2級の第2次検定は、第1次検定合格後の一定期間の実務経験で受検可能(なお、令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能)

(2) 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

1級の第1次検定合格者を大学指定学科※卒業生と同等とみなし、また、2級の第1次検定合格者を高校指定学科※卒業生と同等とみなすこととする。

※指定学科とは、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第1条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

※上記の改正内容及びその他の改正については、別添をご参照ください。

2. スケジュール



行政書士（行政書士法人を含む。以下同じ。）による代理申請について

1 紙による申請・届出を行う際の申請書などへの委任状の添付

- ① 委任状は、各申請・届出ごとに1部作成し、原本を提出します。
委任状のコピーは使用できません。
- ② 委任状の日付は、各申請・届出の日から3か月以内のものとしてください。
- ③ 複数の申請書などについて受付日が同日の場合は、委任状は1枚で足ります。
- ④ 委任の範囲は、以下の記載例を参考に具体的に記載してください。

ア 建設業許可申請の場合

「建設業許可申請に関する一切の件」

イ 変更等の届出の場合

「建設業法第11条の規定に基づく変更等の届出に関する一切の件」

ウ 廃業等の届出の場合

「以下の許可業種に係る建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件」

〇〇工事業、〇〇工事業」

- ⑤ 委任状には行政書士の事務所所在地、氏名（行政書士法人の場合は、法人名称。以下同じ。）、電話番号、登録番号（行政書士証票の番号。行政書士法人の場合は、法人番号。）を記載してください。

2 紙による申請・届出を行う際の許可申請書類の記載方法

- ① 許可申請書類について、申請者、届出者の欄は、代理人の記名の上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者役職氏名）を必ず記載してください。
- ② 建設業許可申請書（様式第一号）、変更届出書（様式第二十二号の二）、届出書（様式第二十二号の三）及び廃業届（様式第二十二号の四）については、余白に、当該代理申請を行った行政書士の氏名及び連絡先を記載し職印を押印してください。（建設業許可申請書については、申請書表紙の「書類作成代行者」欄への記載・押印でも可とします。）

3 その他

- ① 2の許可申請書類以外の書類（事業年度終了届出書など）は、代理人による記名を可とします。（余白に、代理人の氏名・連絡先を記載し職印を押印してください。）
- ② 電子申請システムで代理申請する場合は、電子申請システムの仕様に従ってください。